

平成23年度

京都市予算編成に対する要望書

平成22年11月

公明党京都市会議員団

平成 22 年 11 月 24 日

京都市長
門川 大 作 様

公明党京都市会議員団
団長 大 道 義 知

平成 23 年度予算編成に対する要望にあたって

日本政治は一年前の政権交代の熱が冷め、景気、経済、外交、安全保障などあらゆる分野で明確な戦略が示せないばかりか、国民目線・生活者目線での真摯な政権運営の姿勢が見えず、中小企業経営や市民生活を一層深刻なものとしています。

地方では、地方自治の確立が要望される一方で、行政や議会に対してこれまで以上に市民の厳しい目線が注がれています。

こうした時代背景のなか、私たち公明党京都市会議員団は、生活者である市民の声を真正面から受け止め、政策へと集約し、国に声を届け、地方行政に反映させてきました。同時に、市民から信頼される行政へ議会へと先頭に立って改革を進めてきました。

平成 22 年度には、国・府・市の公明党議員のネットワーク力により、「女性のいのちと健康を守るがん対策の充実」をはじめ、数々の生活者の声を政策実現することができました。議会改革においても、京都市会初の議員立法といえる「京都市自転車安心安全条例」を成立させ、議員力を発揮した市民のための政策実現という議会改革の在り方を示してきました。

公明党市会議員団は平成 23 年度京都市予算編成にあたり 142 項目の要望を提出します。

前年度と同様に、第 1 に次代の京都を切り開く未来志向の施策、第 2 に実効力ある暮らしやすいまちづくりの施策、第 3 に市民お一人おひとりが安心し希望をもって生活できるための施策という三つの基本理念を柱とした予算要望としました。

平成 23 年度は、厳しい財政状況のもとで財政健全化を見据えながらの予算編成であるとともに、門川市政 1 期 4 年間の総仕上げの年度でもあり、市長マニフェストの実現へ強い決意で取り組みを進めていただかねばなりません。

私たちは、市民生活を守り、希望溢れる地域社会の構築をとの立場で、これまで以上に要望内容を精査し、市民と協働した基本計画の実行、コンプライアンス向上など市政改革、中小企業支援や産業観光振興、環境未来都市への取り組み、DV支援やワークライフバランスの充実、若者支援、うつ対策など新しい福祉、チャイルドファースト社会の実現、市民の交通移動権の保障、教育環境の整備などを要望し、門川市政と連携し市民生活の向上へともに歩みを進めてまいります。

市長におかれては、私たちの意をおくみとり戴き、真摯に取り組まれることを期待するものです。

INDEX

I. 未来にはばたく京都

| | | |
|-----|--------------------|---|
| § 1 | 京都創生・未来のまちづくり（7項目） | 1 |
| § 2 | 環境先進都市（17項目） | 2 |
| § 3 | 市民に愛される市政（9項目） | 3 |

II. 住みつづけたい京都

| | | |
|-----|-----------------|----|
| § 4 | 産業・経済の活性化（12項目） | 5 |
| § 5 | 観光の振興（1項目） | 6 |
| § 6 | 交通・住まいの充実（22項目） | 6 |
| § 7 | 都市基盤の整備（15項目） | 8 |
| § 8 | 安心・安全のまち（17項目） | 10 |
| § 9 | 文化・生活の充実（12項目） | 12 |

III. ひとりひとりが輝く京都

| | | |
|------|--------------|----|
| § 10 | 福祉（9項目） | 14 |
| § 11 | 高齢者（2項目） | 15 |
| § 12 | 若者（4項目） | 15 |
| § 13 | 子育て・教育（15項目） | 15 |

I. 未来にはばたく京都

§1 京都創生・未来のまちづくり

重点項目

1. 新京都市基本計画の推進においては、実効性のある実施計画を策定し、取り組むこと。策定にあたっては行政のマネジメントの在り方について十分に検討すること。また計画と実績を明確にするとともに市民への説明責任を従来以上に果たし、市民にわかりやすい形で情報提供すること。

重点項目 新規

2. 京都市財政改革有識者会議の提言をふまえて策定される京都市行財政構造改革計画(仮称)においては、新京都市基本計画の財政的な裏づけを明確にするとともに、市政改革の推進に資するものとなるよう努めること。
3. 厳しい財政状況が見込まれるが、市民生活の安心安全、中小企業支援、環境政策、子育て支援、教育など現在、未来の京都に資するよう全庁が一丸となって「京都未来まちづくりプラン」の総仕上げに全力で取り組むこと。
4. 「京都市未来まちづくり100人委員会」第3期においては従来の実績を踏まえ、委員会での議論を市政に反映できるよう各局、区ともに最大限の努力をすること。
5. 「国家戦略としての京都創生」の実現に向け、国への働きかけを強化するとともに、「京都創生推進フォーラム」の活動を支援し、市民による運動の輪を広げること。また広く世界の人や国内の人へ京都の魅力を発信し、京都への理解、支援を得られるよう努めること。

重点項目

6. 新景観政策施行より4年が経過した。より市民に開かれた景観政策となるようCGによる見える化や景観市民会議の開催、それらを支える人材育成のプログラム開発など取組を強化すること。また景観検証システムの実施にあたっては市民にとってよりわかりやすく理解を得られるものとなるよう指標を明確にし、実効性あるものとする。

新規

7. 梅小路公園の再整備を契機に京都駅周辺を含め、市民合意のまちづくり活性化を図ること。

§2 環境先進都市

重点項目

8. 「京都市地球温暖化対策条例」は、新たに温室効果ガス削減を2030年40%を目標とした。その中間年にあたる2020年25%削減にむけ、「京都市地球温暖化対策計画」に基づいて、実効性ある推進に取り組むこと。また「環境モデル都市・京都」として、市民、事業者、行政が低炭素社会の実現にむけ、先駆的な施策を積極的に展開すること。

重点項目

9. 「環境未来都市」の指定を受けられるよう全力で取り組み、指定が受けられた折には先端的な施策を目指すこと。

重点項目

10. 「DO YOU KYOTO?」(環境にいいことしていますか?)を合言葉に、家庭における省エネ活動の実践として、幼児時期からの環境教育・学習を積極的に推進するとともに、環境家計簿の更なる普及促進を図ること。また、一人ひとりのライフスタイルの転換や「エコライフ・コミュニティづくり事業」等を通じて、家庭の取組から地域ぐるみの活動へと発展するよう取組の支援を行うこと。
11. 公共施設における自然エネルギーの一層の導入を進めるとともに、太陽光発電システムの設置助成の更なる充実を図り、より一層の普及促進を進めること。
12. 特定事業者の排出削減については、新たな評価制度を創設し、低評価の事業所に対し指導助言の徹底に取り組むこと。
13. 中小企業者からの排出削減をさらに促進するために、排出量の見える化を図るなど、省エネの導入を支援するための新たな仕組みを創設すること。
14. 「エコカー」の利用推進の普及・啓発を行なうとともに、中小事業者の購入補助等の支援を行い買替えの促進を図ること。また、エコドライブやアイドリングストップの推進に向けた有効な取組をより一層展開すること。更に、本市公用車の全車エコカー化を進めること。
15. 電気自動車の普及に向け、更に充電設備の基盤整備を図り、市民・事業者・観光旅行者へのカーシェアリングを促進するとともに、民間とも連携して、普及拡大に取り組むこと。
16. 「新京都市循環型社会推進基本計画」に則り、行政・事業者・市民がより一層連携して 2R の促進をすること。また、包装材の削減や地域イベント等で発生するごみに対しては「エコイベント実施要綱」に基づき、エコイベントの推進に取り組むこと。
17. 「バイオマス活用推進計画」に基づき、バイオマスの有効活用を図る取組を推進すること。

18. 地域におけるごみ減量・資源回収の推進については、使用済みてんぷら油回収拠点の全学区拡大を早期に実現するとともに、新たな資源物回収も含んだ「新コミュニティ回収制度」の創設により、登録団体の拡大を図ること。
19. 事業ごみの減量、分別・リサイクルの推進については、事業所でのごみ分別の徹底、紙類の排出削減・再資源化を促進すること。また、フランチャイズ店等の多量ごみ排出事業所に対し減量指導を推進すること。
20. リサイクル推進の機運を高めるべく、市民、事業者の啓発推進に力を入れること。特に、携帯電話機器等に含まれるレアメタルのリサイクルについては、広報周知を充実し取り組みを強化すること。
21. 「京都市ごみ収集業務改善実施計画」に則り、民間委託化の推進や地域との連携に基づく、総合的な環境行政の展開を図ること。併せてエコまちステーションを中心に市民サービスの徹底に努めること。
22. 有料指定袋制による財源の使途については、広く市民への周知をはかり、説明責任を果たすこと。「京都市民環境ファンド」の資金活用については、市民の意見を活かし、中長期的な視野に立ち運用すること。
23. ヒートアイランド対策として、屋上・壁面緑化とともに道路舗装における遮熱排水性・透水性舗装を強力に推進すること。
24. 街路照明灯の設置については、環境モデル都市にふさわしく省エネの効果の高い LED 化を推進すること。

§ 3 市民に愛される市政

重点項目

25. 京都市政策評価制度の実施においては、新京都市基本計画の推進に十分な効果が発揮できるよう「客観指標評価」の妥当性について更によく検討し、より市民にとってわかりやすいものとする。併せて恒常的に計画・実施・評価のサイクルによる市政の運営を高め推進していくこと。
26. 高度情報化の推進により市民サービスの向上に努め、事務手続きの簡素化等の運用や管理についてはより一層対策の強化を図ること。その上に立って全庁的に IT ガバナンスの強化に努めること。

重点項目

27. 「京都市職員コンプライアンス推進指針」の徹底強化を図ること。推進の進捗管理、評価については外郭団体も含め、「全庁“きょうかん”推進本部」で徹底して行い、市政に対する市民の信頼を取り戻すため全力で取り組むこと。

28. 外郭団体の人事管理については、指定管理者制度の運用上からも、京都市職員の併任について抜本的に見直すこと。また、有能な民間経営者の積極的な登用を図るなど外郭団体のより抜本的な改革に取り組むこと。

新規

29. 指定管理者制度運用基本指針の内容を改善するなどの工夫をし、指定管理者への応募団体が増えるよう努めること。
30. 事務事業評価の指標については、実効性のあるものに見直すとともに、その評価が「新予算編成システム」に、より効率的に反映されるよう進化させること。

重点項目

31. 「京都市人材活性化プラン」を着実に推進するとともに、地域主権の時代に対応すべく新しい観点から新たな人材育成に全力で取り組むこと。また、民間企業経験者の採用・活用については従来以上に積極的に取り組むこと。
32. 市庁舎整備の検討に当たっては、「市庁舎整備に関する提言」をもとに、早期に基本方針を明らかにし、基本構想・計画の策定ができるよう努めること。特に急がれる現庁舎の耐震性強化については具体的に取り組むための計画を策定すること。
33. 京都市補助金条例の施行運用にあたっては、補助金等に係る予算の執行及び交付の決定の適正化を図るとともに、公平性及び透明性の確保に資するよう検証に基づき厳格に行うこと。また、社会経済情勢の変化などに対応するため、的確な検証および措置を講じ、市民に情報公開すること。

Ⅱ. 住みつづけたい京都

§4 産業・経済の活性化

重点項目

34. 中小企業金融支援について融資制度の更なる充実を図るとともに、金融機関、保証協会とも十分な連携をとり支援の後押しを行うこと。また中小企業支援センターの立地環境を十分に生かした総合的な経営支援を実施すること。

重点項目

35. 新京都市産業振興ビジョンの策定をふまえ、次世代の京都市の特色を生かした環境エネルギー政策やコンテンツ産業政策を推進し、京都市の産業経済の発展に取り組むこと。

36. 環境技術としてのナノテクノロジーと健康産業としてのバイオテクノロジーなど、京都の地域特性を生かした新産業の創出を図ること。

37. 京都の伝統産業界の置かれている厳しい状況を踏まえ「伝統産業活性化推進計画」の総仕上げに全力で取り組むとともに、伝統産業発展の新たな分野について智恵産業融合センターを活用し、関連業界とも連携を図り施策を推進すること。

38. 京都市商業活性化アクションプラン(仮称)の策定をふまえ、新たな視点から商店街や小売市場等の実態に則した、より実質的有効的な振興策を講ずること。

39. 第一市場マスタープランに基づき、食文化の拠点機能を充実させるとともに、消費者への安全、安心な食料品の供給に努めること。また経営効率化についても不断の努力を払うこと。

40. 第二市場マスタープランに基づき、第二市場の今後の在り方としての市場会計の改善、妥当な受益者負担の検討、食育の推進など、より市民にとって有益となる実効性のある施策に取り組むこと。また地域周辺住民への生活環境対策を強化すること。

重点項目

41. 京都市農林行政基本方針に基づき、農林業の持つ可能性を最大限に引き出す施策の推進を図ること。特に環境モデル都市としての農林業の在り方、雇用機会の増大、経営安定化を図るため、産業として成り立つよう育成を図ること。

新規

42. 近年特に問題となっているナラ枯れについては、府との連携の下に、被害対策を強化すること。また、農作物の有害鳥獣被害についても、引き続き対策の強化に努めること。

43. 「合併記念の森」基本構想をはじめ、京北地域の都市と農村交流については地域の特質を十分に生かすと共に、観光農山村交流事業に位置付けられている越畑地区、大原地区等も参考に地域資源を積極的に活用させていくこと。

新規

44. 節水型社会に入り、有収水量も年約 1.2%ずつ減少し続けている中で、ミネラルウォーター市場は、長期的にも増加・拡大傾向にある。「京都のおいしい水」を「京都ブランド」としてミネラルウォーター市場に参入し、新たな発想での取組みに挑戦すること。

新規

45. 世界的な水道インフラ整備需要のなかで、長年積み重ねてきた上下水道事業の技術・ノウハウを活用するためにも、新たな取り組みとして「水ビジネス」に参入するよう努めること。また、国際貢献事業については、他の姉妹都市へも水環境改善に向けた協力事業に積極的に取り組むこと。

§ 5 観光の振興

重点項目

46. 未来・京都観光振興計画 2010+5 に基づき、これまでの経験を生かし、量とともに質への更なる充実を図り、慢性的な交通渋滞解消や施設整備など観光客、市民双方にとってより満足度の高い施策の推進を図ること。また、新たな京都ファン獲得としてラグジュアリー層への取組を強化するとともに、マイル戦略の推進により、京都観光の更なる発展に努めること。

§ 6 交通・住まいの充実

重点項目

47. 歩行者と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」実現のため全庁あげて取り組むこと。また周辺部のモデルである雲ヶ畑地域の取組については、地域の実情に応じた体制を整え、今後の周辺部におけるモデルとなるよう取組を進めること。また、新たな公共交通システム導入(LRT、BRT等)については、市民合意と民間事業者の協力が不可欠であることから、導入に伴う効果や課題等について十分な議論のもとに進めること。
48. 「歩いて楽しいまち」実現のため、歩行者の安全、自転車利用促進の観点から自歩道における自転車帯の整備を早急にはかるとともに、自転車レーンの整備を促進すること。
49. モビリティーマネージメントの推進については、地域や学校、職場等市民の様々な日常生活及びホテル、旅館、商店街などをはじめとする商業関連業界の協力も得て「歩くまち・京都」にふさわしい効果的な取組を着実に展開すること。
50. 「パーク・アンド・ライド」事業の推進、充実に当り事業用地の確保、見直しを行いより拡大策を展開すること。またソフト面では広報戦略強化や他県からの観光客への誘導策を充実し、着実に推進すること。

51. 「京町家まちづくり調査」結果を十分に踏まえ、あらゆる主体が京町家の保全・再生・促進していけるよう、しくみづくりを行うこと。
52. 「交通バリアフリー法」及び「京都市交通バリアフリー全体構想」に基づく重点整備地区完了に伴い今後課題となる地域、地区において国と連携を図り、早急に対策を検討すること。

重点項目

53. 公営住宅あり方検討委員会の議論も踏まえ既設公営住宅の全面的改善事業(トータル・リ・モデル事業)を効率的に推進するとともに、高齢社会を見据えたユニバーサルデザインの観点から、高齢居住者対応型の住居改善施策やエレベーター設置事業の促進、住み替え制度等、高齢者対策を一層拡充すること。
54. 公営住宅の空き家整備を迅速かつ積極的に推進すること。また、子育て世帯枠の応募状況を更に検証し、より公営住宅の活性化を図るとともに、単身者用の戸数を拡大し、公募について毎年、年間を通して実施すること。

新規

55. 「地域連携型空き家流通促進事業」モデル事業を着実に推進し、空き家対策、近隣住民の不安解消を図ること。

重点項目 新規

56. 経営健全化計画の柱である1日5万人増客目標の達成に向け、全庁的な「地下鉄増客推進本部」の下に、公共交通優先の「歩くまち・京都」の取組とともに、沿線への施設の誘致をはじめ地下鉄を活かしたまちづくりを進めること。特に、山ノ内浄水場跡地活用や岡崎地域の活性化等については、全庁あげてスピード感をもって取り組むこと。

新規

57. 平成25年度での年間5億円の収入確保に向け、「コトチカ四条」に続き、烏丸御池駅等、一定の規模以上の駅について店舗展開を図るとともに、京都駅の新たな活用に向けて積極的に取り組むこと。また、駅ナカ整備工事契約及び完成に至る経過等について、より透明性を確保し市民への説明責任を十分に果たすこと。
58. 子どもや高齢者、障がいのある方々に安心して公共交通機関を利用していただくために、地下鉄の車両及び駅の安全対策・バリアフリー対策、ベンチ設置など、高齢者・障がい者に優しい利用環境の整備を、計画的に推進し、地下鉄の安全性と乗客サービスの向上に努めること。
59. 地下鉄事業の広告については、様々な工夫を凝らし、目標以上の収入を上げるよう、最大限の営業努力に努めること。

重点項目 新規

60. 地下鉄駅職員の民間委託化の拡大や業務の効率化、嘱託化の推進により、職員数を削減し、総人件費の抑制を図ること。また、維持経費をはじめあらゆる事業を徹底して見直し、経常経費を削減するとともに、地下鉄設備の更新について、安全に留意しつつ更新期間を延長し、計画期間における更新経費の節減を図ること。
61. 市バスは市民の基本的な交通機関である。都心部、周辺部ともに市民にとって利便性の高い運行体制の構築に引続き努めること。ダイヤや路線の見直しにあたっては、市民サービスが後退しないよう配慮すること。
62. 「運輸安全マネジメント」の取り組みにより、公営交通事業の安心安全対策を不断に進めること。特に管理委託先の安全管理体制の構築は、京都市が責任をもって進めること。
63. 民営バスとの同一路線での行き先表示の統一やバス停の統合や周辺地域での距離別運賃体系の見直しなど、諸課題への取り組みをスピード感をもって進め、市民へのサービス向上に努めること。

新規

64. バス事業における広告料収入増に向け、新たな媒体の開発に力を注ぐこと。また、バス停ごとのネーミングライツ事業の展開も検討すること。
65. 伏見区南西部地域など公共交通不便地域については、高齢化社会を踏まえて地域と連携した新たな生活支援交通について各局連携のもと検討をすること。
66. 広告付きバス停留所の設置は今後も積極的に取り組むこと。また、設置できない停留所についてはベンチの設置を図りバス待ち環境を向上させ、お客様の増加を図ること。
67. 市バスと地下鉄や民間交通事業者との乗り継ぎなど利便性の向上のため、市バスへのICカード乗車券の早期導入を図ること。
68. 市バスの定時制の向上のため、PTPSの路線拡大やドライブレコーダーの活用など走行環境改善に取り組むこと。

§7 都市基盤の整備

69. ユビキタス社会(いつでも、どこでも、何にでも、誰でも、ネットワークに接続でき、情報を取り出すことができる社会)の構築を目指し、とくに高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でもインターネットで提供されている情報を問題なく利用できる環境を整備していくこと。
70. 山ノ内浄水場跡地における大学誘致については、地域活性化と地下鉄増客に向け積極的に取り組むこと。

71. 公有財産の有効な活用については、行財政改革・創造プランの目標達成に向け、未活用市有財産の売却や貸付をより一層進めるとともに、土地開発公社の長期保有地の縮減に取り組むこと。
72. 無電柱化等事業については、一層の進ちよくを図るとともに、地上機器の地下化・コンパクト化等の新技術の開発を国及び企業者に要請し、コスト縮減に向けた技術開発の取組を強力に進めること。
73. 京都都市圏の環状道路として、24年度完成を目途に進められている京都第二外環状道路について、環境および景観など地元の要望を踏まえ、国との連携を密に整備の促進をはかること。
74. 京都市南西部地域の交通混雑を解消するため、久世梅津北野線の桂川架橋や都市計画決定済みの羽束師墨染線、伏見向日町線及び向島神足線に架かる三橋の整備の促進を図ること。
75. 新たな「緑の基本計画」に基づき、進められている都市公園の整備については用地の確保や緑地の保全に努め、市民1人当たりの公園緑地面積及び緑被率の一層の向上を図ること。併せて都市緑化推進協議会と緑化・公園管理基金の拡充に努め、市民への緑化啓発に一層の努力をすること。

重点項目

76. 放置自転車対策については、地域と一体となった利用マナー・ルールの啓発や放置自転車の撤去を強化するとともに、自転車等駐車場の整備や都市型レンタサイクルの導入をはじめとする自転車利用環境の整備など、「自転車総合計画」を着実に推進すること。
77. 新たに策定された「京(みやこ)のみちデザイン指針」に基づき、景観面に配慮しながら、道路本来の機能を犠牲にすることのないよう取り組むこと。
78. 舗装や橋梁など公共施設の維持管理については、アセットマネジメントの手法を用いて、ライフサイクルコストの縮減に取り組むこと。
79. 京都市上下水道事業は、新たな事業拡大の時代を終えて、節水型社会の中で、老朽化した施設の更新、管路の維持管理、水質の管理、環境問題への対応等、取組まなければならない課題は山積している。そのためにも、「京(みやこ)の水ビジョン」及びこのビジョンの前期5か年の実施計画としての「上下水道事業中期経営プラン」を着実に推進し、市民の安心・安全の生活を確保する水道事業を構築すること。
80. 上水道施設整備に関しては、「京(みやこ)の水ビジョン」に基づき、管路施設を計画的かつ効率的に改築更新し、水道の機能を維持・向上させるとともに、漏水及び道路陥没事故の防止に努めること。また、上下水道施設整備事業を着実に推進し、地震災害等に強い配水システムを含め、より高機能な水道システムを構築すること。これらの事業において急増する改築更新費用については、効率的な改築更新手法を検討し、コストの縮減に努めること。

81. 本市下水道事業の高度処理化について処理人口普及率の更なる向上を目指すこと。その上で河川の水質や水辺環境の保全のためにも下水道管から流出する水質については一層の向上を図ること。
82. 鉛製給水管の早期解消については、厳しい財政状況の中ではあるが、利用者の安心・安全確保のため、計画期間短縮も含めて実行にあたること。更に新たな化学物質等に対する取組も含め高度浄水処理に取り組むこと。
83. 京北地域水道の再整備事業については、「京北地域水道基本計画」に基づき平成28年度に完了させ、京北地域における安心・安全で安定した水道水の供給に努めること。

§ 8 安心・安全のまち

重点項目

84. 「京都市消費生活基本計画」に基づき、安心・安全の暮らしを守るため、時宜にかなったきめ細やかな相談体制の構築など市民生活センターの機能を充実発展させると同時に、一層の市民啓発を促進し周知徹底を図ること。

重点項目

85. 「食の安心安全」条例に基づき、食の安心・安全を保証する体制づくりを着実に進めるとともに、京都の食文化を発展させるよう実効性のある取組を行なうこと。
86. 全学区に設置された200を超える自主防災組織については、消防活動総合センターを有効に活用し、より実効性のある訓練を行い、水災を含めた防災対応力を一層高めること。また市民防災行動計画の恒常的な見直しを通し、web119をはじめ災害弱者・要配慮者対策を強化すること。

重点項目

87. 地域の安心・安全の担い手である消防団は、極めて重要な存在であり、消防団の活動力を一層向上させるため、装備の充実や施設の耐震化をはじめ消防団員の処遇改善に取り組むこと。
88. 危機管理基本計画に基づく危機発生時の初動対応能力の向上のため、各局の職場単位の「防災危機管理トレーニング」の実施など充実強化を図ると共に観光客や帰宅困難者への対策の充実を図ること。
89. 自動対外式除細動器(AED)の有効性を多くの市民に理解していただくよう説明会の開催や取扱い方法などを含めた普通救命講習を着実に推進するとともに、普及に伴うメンテナンスについても啓発、啓蒙を実施すること。
90. 台風や集中豪雨等の大規模災害に対し、住民への的確な情報提供の実施にとどまらず、相互に防災行動に結びつく様体制の強化を図ること。

91. 大雨に対する雨水対策は順次進められているが、近年の計画降雨を上回る集中豪雨、特に地下街の安全対策については格段の配慮を行うこと。
92. 高度な応急処置を行うことができる救急救命士の養成や救命士の処置範囲の拡大(気管挿管・薬剤投与)に伴う講習の実施など、一層の救急体制の充実を図ること。また消防ヘリコプターの夜間飛行運行にあたり昼間飛行と同様に運用体制の確実な実行を図ること。
93. 住宅用火災警報器の設置義務化に伴い運用状況について把握し、適切な対応を図ること。

重点項目

94. 「京都市建築物耐震改修促進計画」の推進にあたっては、住宅、市有建築物、特定建築物など区分に応じた体制を整えるとともに各局連携のもと、目標年度である 27 年に向け着実に推進すること
95. 学校施設の耐震化については、8 ヶ年計画（15 年～22 年）に基づき着実に推進されてきたところであるが、小中学校で 97.7%の達成の見込みである。統合等の特別な理由はあるものの、幼稚園・支援学校・高校も含め 100%達成に向け一層の推進を図ること。

新規

96. 老朽化している学校の設備や校舎等、教育環境整備の予算を十分に確保すること。
97. 脱法ドラッグをはじめとする薬物の蔓延やエイズから子どもたちを守るため、京都府警や薬剤師会等と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の充実を一層図ること。

重点項目 新規

98. 病院事業においては、平成 23 年度の地方独立行政法人として、より一層改革プランによる経営の効率化に最大限に取り組むこと。また、京都市民のための病院としての意識改革の徹底と、今後、疾病構造の変化に対応した専門外来の開設など政策医療の担い手病院としての責務を果たすこと。
99. 京北病院については、京都医療施設審議会の答申を受け、療養病床を介護療養型老人保健施設への転換することとなったが、今後は市立病院との連携を密にしながら、京北地域における役割や厳しい経営環境、全国的に医師確保が困難となっている状況を踏まえ、地域のニーズにより一層的確に応えることができる運営を行い、経営の建直しを図ること。
100. 京都市立病院は、がん治療に関し専門医を始めとする専門スタッフの確保・育成に努め高度な医療を提供するとともに「地域がん診療連携拠点病院」として市民に求められる医療を提供すること。

§ 9 文化・生活の充実

101. 京都文化芸術都市創生条例」における5つの基本理念を具体化した「京都市文化芸術都市創生計画」に基づき、文化首都・京都にふさわしい諸施策の推進に力を入れること。平成 23 年度京都開催の「第 26 回国民文化祭・京都 2011」については、市民へ十分に PR し、市民の文化振興の機運を高めるよう努めること。

重点項目

102. 第 4 次「きょうと男女共同参画推進プラン」において、①「DV 基本計画」の策定及び当該計画に基づく DV 支援センターの設置にあたっては、京都府家庭総合支援センターとの役割分担を明確にし、自立支援までを含めた総合的支援体制を整えること。②ワークライフバランスの実現に向けて、具体的な施策の実施を始めること。

重点項目

103. 岡崎地域活性化基本計画の検討を進め、市民と観光客にとって京都を代表する一大文化ゾーンとなるよう具体的な方策を示すこと。京都会館の再整備について、市外からも広く集客できる魅力的な施設となるよう検討すること。また、新「京都市動物園構想」を踏まえ、京都市動物園が環境問題など生涯学習の場としても広く市民に親しまれるよう進めること。
104. 京都市交響楽団について、その運営を音楽芸術文化振興財団に移管したメリットを生かし、より一層市民に親しまれる取組みや観客数の増加への支援を充分に行うこと。
105. 路上喫煙禁止条例を実効力あるものにするため、市民啓発の取組を継続発展させていくこと。
106. サービス事業課について、市民との協働、市民への奉仕との観点で各局区と連携し、事業の拡充と人材の活用に努めること。
107. 人と人の絆を強めていくことは、地域社会の最重要課題である。「京都市地域コミュニティ活性化検討委員会」を積極的に開催し、条例化を踏まえ、活性化への具体策を早急に示すこと。
108. 日本の遺産が多く存在する京都の特性を踏まえ、収蔵施設への充実と発掘調査の成果を速やかに公開するなど、貴重な考古資料のより一層の活用に努めること。
109. 「みやこ文化愛護委員」や「文化財マネージャー」をとおして、文化財保護の市民的機運が高まるようにその活動を十分に支援すること。また、幅広い市民による文化財保護支援組織を早期に構築すること。
110. 住宅街の有害鳥獣被害について、実効ある対策を講じること。

重点項目 **新規**

111. 「京都市自転車安心安全条例」の理念に基づき、交通安全連絡協議会など関係機関と連携し、自転車走行マナー向上施策を積極的に推進すること。また、自転車損害賠償保険の啓発に努めるとともに商店街などにおける自転車事故防止事業への支援を行うこと。

112. 平成 23 年の地上デジタル放送の完全移行に向け、設置された国の「テレビ受信者支援センター」と緊密に連携し、高齢者世帯等へのサポートや受信障害者対策を始め、市民に対しできる限りの支援を行なうこと。

Ⅲ. ひとりひとりが輝く京都

§ 10 福祉

重点項目

113. 介護保険制度の運用について、介護を必要とする方々のニーズをしっかりと把握し、改善を図っていくとともに、介護施設基盤整備を適切に進めること。また介護従事者の資質の向上や定着に向け、報酬等の待遇改善を含む取組を強化すること。
114. 障害のある方のそれぞれの状況に応じた自立支援を推進するため、就労、相談、移動やコミュニケーション、社会的入院から居宅生活への移行等、あらゆる角度から検討し充実を図ること。特に就労については、受入れ企業の拡大やスキルアップ、マッチングにいたるまで、十分な相談体制と実効性のある支援強化を図ること。
115. 自閉症・発達障害者の支援については、発達障害者支援センターを中心に、支援連携協議会との有機的な連携を図り、乳幼児期から成人期までを通した総合的支援ができるよう取り組むこと。また待機者の解消については、早期に解決が出来るよう専門職員の増員も含めて検討すること。
116. 健康のために重要な歯の健康については8020運動の着実な推進に取り組むとともに、成人・母子口腔保健の取組についても着実に行うこと。
117. すべての人が個人として尊重され、安心して安全な生活を営むことができるよう、みやこユニバーサルデザインを推進していくこと。また実効性ある取組となるよう、本市における取組の進捗よく管理や情報交換を行っていくこと。
118. 「京都市動物愛護行動計画」に基づき、動物愛護に総合的に取り組む体制を確立すること。さらに、獣医師会や動物愛護団体との連携の下に、家庭動物救急センターの早期整備に向けた取組を行なうこと。地域ぐるみで犬や猫の殺処分をゼロに近づける「まちなこ活動支援事業」を充実していくこと。

重点項目

119. 自殺防止対策の強化を図るため、相談機能の充実や、自殺防止の啓発活動等について、積極的に取り組むとともに、認知行動療法をはじめとする「うつ病対策」拡充をはかること。

重点項目

120. 細菌性髄膜炎等のヒブ重症感染症を予防するワクチン接種についての助成制度を確立し、継続に向けて取組むこと。
121. 乳がん・子宮頸がんの早期発見に資する無料クーポン券による検診事業については、事業半ばで取りやめずに継続すること。

§ 11 高齢者

122. 「幸齢社会」の構築に向けて、地域における介護予防サービスの充実及び生活習慣病対策を推進するとともに、高齢者の生きがいづくり事業を協力を推進すること。また、高齢者の再就職・社会参加のためにシルバー人材センターの充実・強化を図るとともに、知恵シルバーセンター事業の取組を強化すること。
123. 高齢者虐待については、高齢者虐待防止法の施行により、一定の整備がされているが、引続き、注意深く見守る必要がある。関係機関との連携を強化するとともに、市民への啓発活動をきめ細かく進めること。

§ 12 若者

重点項目

124. 京都市は大学のまち、学生のまちであり、その力を存分に発揮できるよう関係者と一体となって「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画」を着実に実行すること。特に行政によるパブコメ等において、大学の政策系学部等との連携を図り、より広範な学生の意見聴取が可能となるシステムの構築を検討すること。
125. 国の留学生30万人計画を踏まえ京都留学生1万人達成に向け各種事業を幅広く展開すること。

重点項目

126. 国・府との連携を強化し京都市における雇用創出の機会を充実させること。特に若者の雇用対策については、京都市の情報をフルに活用し、企業、大学と若者をつなぐ取組を積極的に行うこと。

重点項目 新規

127. 「子ども・若者総合相談窓口」について、広報周知に努め運営を軌道にのせるとともに、京都市の特徴的な取り組みである支援コーディネーターを充実し、若者の自立支援の大きな力となるように一層整備していくこと。

§ 13 子育て・教育

重点項目

128. 「こどもを共に育む京都市民憲章」に基づく条例制定にあたり、「子どもの幸せ」や「子育ての安心」が確保される社会こそ、国民すべてにやさしい社会であるとの考え方に立ち、社会の中で子どもを共に育むための「チャイルドファースト」社会の構築に向けて、子育て支援の風土づくりを強力に推進すること。

重点項目

129. 新「京・子どもいきいきプラン」の着実な推進を図ること。とくに保育所・学童クラブの待機児童ゼロへの取り組みについては引き続き対策を強化するとともに、利用者のニーズに応じたきめ細かな保育サービスが充実するよう、施設整備や延長、一時、休日保育の拡充等を進めること。また、昼間里親制度の再構築を検討すること。

重点項目

130. 児童虐待対策については、児童相談所・子ども未来館を拠点とした京都子どもネットワークや要保護児童対策地域協議会において、いっそうの情報交換と具体的対策を充実強化し、児童虐待の早期発見、更に虐待を受けた子どもに対する自立支援策、家族間の修復支援や、親教育の充実、孤立化を予防する地域コミュニティの促進など、施策の充実に努めること。また、第2児童福祉センターの設置に伴い、迅速な対応と担当職員の効果的配置を実現するとともに、実務に当たる職員のスキルアップを図る等の研修やメンタルヘルスに力を入れること。
131. 「学校運営協議会」の全校設置を早期に進めるため、特に中学校での設置については、校区地域が広がるなどの課題があるため、しっかりと議論と工夫を重ね実現を図ること。また外部評価を含む学校評価制度を活用し、開かれた学校づくり・地域ぐるみの教育の一層の充実を図ること。

重点項目

132. 一人ひとりの子どもの無限の可能性を開き、「子どもの幸福」を目的とする教育を推進するため、全教員を対象とした教員評価制度の積極的活用と、教職員研修、カリキュラム開発支援センターの一層充実を図り、教職員の資質と指導力を向上する施策とともに、教員が子どもたちと十分に向かい合えるための事務軽減の支援やメンタルヘルス等のサポート体制を強化すること。
133. 少人数学級(中学3年の30人学級、小学1・2年の35人学級)の充実、小中一貫教育の推進、自学自習支援の学習確認プログラム拡充、小・中学校における土曜学習等、すべての子どもたちのために各種取組を推進すること。
134. 子どもたちの感性や社会性などを育む、長期宿泊・自然体験活動の全小学校本格実施に向け、成果と課題を検証し、より効果的な事業となるよう全力で取り組むこと。特に、障害のある児童や課題のある児童に対してのきめ細かい対応、緊急時の医療機関等との連携、保健医療のスタッフの派遣など十分なサポート体制の確立を図ること。
135. 自主的な学びの場と安心・安全な居場所づくりを目指す「放課後学び教室」は、総合的な放課後対策事業の充実のため、人材確保の取組みを強化すること。
136. 普通学級に在籍するLD児等の児童への学習支援及び生活介助等を行う「総合育成支援員」により一層きめ細かな支援体制を強化し、また障害のある生徒の雇用確保に向けて、総合支援学校職業科の募集定員拡大を図ること。

137. 「文字・活字文化振興法」の理念に基づき、公共図書館や学校図書館の充実、学校教育における読書活動での「言語力」の育成、NIE(新聞を活用した教育)、NPO の活動支援などの取組みを踏まえ、「新・京都市子ども読書活動推進計画」を推進し、子どもが読書に親しむ環境づくりに取り組むこと。
138. フリーターやニートの増加が懸念されているが、子どもたちが、学校教育の中においても職業体験やボランティア体験などを通し、しっかりした人生観や社会性を育むことのできる教育を推進すること。
139. 学校裏サイトや出会い系サイトをはじめ、情報化社会の急激な進展による児童生徒の悲惨な事件を防止するため、国と連携し子どもたちの命を守るためのシステムづくりに全力で取り組むとともに、市民と行政が一对となった情報モラルポリシーの確立を目指す取組みを一層推進すること。
140. 「京都市食育推進協議会」での議論を深め、具体的で実効性のある取組が行われるよう、関連する諸団体、機関との連携を図り積極的に推進すること。
141. 教育的効果も見込まれる「地産池消」に一層努め、「食育指導員」との連携を深め、子どもたちの健全な成長を育む食育の推進を図ること。

新規

142. 京都市自転車安心安全条例の理念に基づき、小中学校において実効ある交通安全教育を実施すること。

公明党京都市会議員団

| | | | | |
|---|---|---|---|-------|
| 日 | 置 | 文 | 章 | (北 区) |
| 大 | 道 | 義 | 知 | (南 区) |
| 谷 | 口 | 弘 | 昌 | (伏見区) |
| 柴 | 田 | 章 | 喜 | (左京区) |
| 井 | 上 | 教 | 子 | (下京区) |
| 津 | 田 | 早 | 苗 | (伏見区) |
| 久 | 保 | 勝 | 信 | (山科区) |
| 曾 | 我 | | 修 | (伏見区) |
| 木 | 村 | | 力 | (中京区) |
| 湯 | 浅 | 光 | 彦 | (右京区) |
| 吉 | 田 | 孝 | 雄 | (上京区) |
| 平 | 山 | 賀 | 一 | (西京区) |

公明党京都市会議員団

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL 075(222)3732 / **FAX** 075(212)3608

ホームページ <http://www.kid97.co.jp/komeishikai/>

電子メール komei@mbox.kyoto-inet.or.jp